

附 則

(施行期日)

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

(船員法施行規則の一部改正に伴う経過措置)

第二条 第一条の規定の施行の際現に同条の規定による改正前の船員法施行規則（以下この条において「旧船員法施行規則」という。）第九号表第一号 2 の認定を受けている講習のうち、独立行政法人海上災害防止センター又は財団法人日本船員福利雇用促進センターにより実施されるものについては、第一条の規定の施行の日から起算して六月を経過するまでの間は、第一条の規定による改正後の船員法施行規則（以下この条において「新船員法施行規則」という。）第九号表第一号 2 (1) の登録を受けた講習とみなす。

2 第一条の規定の施行の際現に旧船員法施行規則第九号表第一号 2 の認定を受けている講習のうち、船員災害防止協会、財団法人日本船舶職員養成協会、財団法人尾道海技学院、財団法人門門海技協会、日本タンカー協会若しくは財団法人日本船員福利雇用センターにより実施されるもの又は独立行政法人海上災害防止センターにより実施される海上防災訓練標準コース若しくは海上防災訓練指揮運用コースについては、第一条の規定の施行の日から起算して六月を経過するまでの間は、新船員法施行規則第九号表第一号 2 (2) の登録を受けた講習とみなす。

3 第一条の規定の施行前に受講した旧船員法施行規則第九号表第一号 2 の認定を受けた講習であつて第一項に規定するものは、新船員法施行規則第九号表第一号 2 (1) の登録を受けた講習とみなす。

4 第一条の規定の施行前に受講した旧船員法施行規則第九号表第一号 2 の認定を受けた講習であつて第二項に規定するものは、新船員法施行規則第九号表第一号 2 (2) の登録を受けた講習とみなす。

(道路運送車両法施行規則の一部改正に伴う経過措置)

第三条 第二条の規定の施行の際現に同条の規定による改正前の道路運送車両法施行規則（次項において「旧道路運送車両法施行規則」という。）第三十六号表第七項第三号の認定を受けている者は、第二条の規定の施行の日から起算して六月を経過するまでの間は、第二条の規定による改正後の道路運送車両法施行規則（次項において「新道路運送車両法施行規則」という。）第三十六号表第七項第三号の登録を受けているものとみなす。

2 第二条の規定の施行前に交付された旧道路運送車両法施行規則第三十六号表第七項第三号の規定による書面は、新道路運送車両法施行規則第三十六号表第七項第三号の規定による書面とみなす。

(船舶に乗り込む医師及び衛生管理者に関する省令の一部改正に伴う経過措置)

第四条 第三条の規定の施行の際現に同条の規定による改正前の船舶に乗り込む医師及び衛生管理者に関する省令（次項において「旧船舶に乗り込む医師及び衛生管理者に関する省令」という。）第十二号表第八号の認定を受けている講習は、第三条の規定の施行の日から起算して六月を経過するまでの間は、それぞれ第三条の規定による改正後の船舶に乗り込む医師及び衛生管理者に関する省令（次項において「新船舶に乗り込む医師及び衛生管理者に関する省令」という。）第十二号表第八号の登録を受けた講習とみなす。

(指定自動車整備事業規則の一部改正に伴う経過措置)

第六条 第五条の規定の施行の際現に同条の規定による改正前の指定自動車整備事業規則（以下この条において「旧指定自動車整備事業規則」という。）第十二号表第一項の指定を受けている者は、第五条の規定の施行の日から起算して六月を経過するまでの間は、第五条の規定による改正後の指定自動車整備事業規則（以下この条において「新指定自動車整備事業規則」という。）第十二号表第一項の登録を受けているものとみなす。

2 第五条の規定の施行の際現に旧指定自動車整備事業規則第十二号表第一項の指定を受けている者が行う校正を受けた者は、新指定自動車整備事業規則第十二号表第一項の登録を受けた者が行う校正を受けている者とみなす。

3 旧指定自動車整備規則第三号様式及び第四号様式による指定整備記録簿は、第五条の規定による改正後のそれぞれの様式にかかわらず、当分の間、なおこれを使用することができる。

(船員労働安全衛生規則の一部改正に伴う経過措置)

第七条 第六条の規定の施行の際現に同条の規定による改正前の船員労働安全衛生規則（次項において「旧船員労働安全衛生規則」という。）第三号表第二項第一号の認定又は第二十八号表第一項の認定を受けている講習は、第六条の規定の施行の日から起算して六月を経過するまでの間は、それぞれ第六条の規定による改正後の船員労働安全衛生規則（次項において「新船員労働安全衛生規則」という。）第三号表第二項第一号の登録又は第二十八号表第一項の登録を受けた講習とみなす。

2 第六条の規定の施行前に受講した旧船員労働安全衛生規則第三号表第二項第一号の認定又は第二十八号表第一項の登録を受けた講習を受けた講習とみなす。

(小型船舶法施行規則の一部改正に伴う経過措置)

第八条 第七条の規定の施行の際現に同条の規定による改正前の小型船舶法施行規則（次項において「旧小型船舶法施行規則」という。）第九号表第一項第二号及び第三号並びに同条第二項第二号の登録を受けた講習は、第七条の規定の施行の日から起算して六月を経過するまでの間は、それぞれ第九条第一項第二号及び第三号並びに同条第二項第二号の登録を受けた講習とみなす。

2 第七条の規定の施行前に受講した旧小型船舶法施行規則第九号表第一項第二号及び第三号並びに同条第二項第二号の登録を受けた講習は、新小型船舶法施行規則第九号表第一項第二号及び第三号並びに同条第二項第二号の登録を受けた講習とみなす。

(海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律施行規則の一部改正に伴う経過措置)

第九条 第八条の規定の施行の際現に同条の規定による改正前の海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律施行規則（以下この条において「旧海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律施行規則」という。）第十二号表第六号の指定を受けている講習のうち、独立行政法人海上災害防止センター又は財団法人日本船員福利雇用促進センターにより実施されるものについては、第八条の規定の施行の日から起算して六月を経過するまでの間は、第八条の規定による改正後の海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律施行規則（以下この条において「新海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律施行規則」という。）第十二号表第六号の指定を受けている講習とみなす。

2 第八条の規定の施行の際現に同条の規定による改正前の海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律施行規則第十二号表第六号の指定を受けている講習であつて第一項に規定するものは、新海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律施行規則第十二号表第六号の登録を受けた講習とみなす。

3 第八条の規定の施行の際現に同条の規定による改正前の海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律施行規則第十二号表第六号の指定を受けている講習であつて第二項に規定するものは、新海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律施行規則第十二号表第六号の登録を受けた講習とみなす。

4 第八条の規定の施行前に受講した旧海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律施行規則第十二号表第六号の指定を受けている講習であつて第二項に規定するものは、新海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律施行規則第十二号表第六号の登録を受けた講習とみなす。